

青森県報

第七百六十五号

令和六年
五月二十四日
(金曜日)

目次

規則

○青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則……(市町村課) ……一

告示

○鳥獣捕獲等事業の変更の認定……(自然保護課) ……二

○地方卸売市場に係る変更の認定……(食ブランド・流通推進課) ……二

公告

○県有地の売却に係る一般競争入札……(監理課) ……二

選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨……(事務局) ……三

○右 同……(同) ……八

公安委員会

○青森県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則(監察課) ……三

規則

青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第二十号

青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

青森県住民基本台帳法施行細則(平成十四年八月青森県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「(本人確認情報等の開示請求書)」に改め、同条中「第三十条の三十二第一項」の下に「(法第三十条の四十四の十三において読み替えて準用する場合を含む。次条において同じ。)」を加え、「本人確認情報開示請求書」を「本人確認情報(附票本人確認情報)開示請求書」に改める。

第六条第一号イ中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改める。
第七条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の三十二第二項」の下に「(法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。)」を、「本人確認情報」の下に「又は附票本人確認情報」を加える。
第八条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の三十五」の下に「(法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。)」を加え、「の全部」を「又は附票本人確認情報の全部」に、「本人確認情報訂正等申出書」を「本人確認情報(附票本人確認情報)訂正等申出書」に改める。

第一号様式中「本人確認情報開示請求書」を「本人確認情報(附票本人確認情報)開示請求書」に改め、「住民基本台帳法」の次に「(法第30条の44の13において読み替えて準用する同法)」を加え、「本人確認情報の」や「本人確認情報(附票本人確認情報)」の「に改め、同様式の注の2中「運転免許証等」を「個人番号カード等」に改める。

第二号様式中「本人確認情報訂正等申出書」や「本人確認情報(附票本人確認情報)訂正等申出書」に改め、「住民基本台帳法」の次に「(法第30条の44の13において準用する同法)」を加え、同様式の注の2中「運転免許証等」や「個人番号カード等」に改める。

附則

この規則は、令和六年五月二十七日から施行する。

告示

青森県告示第三百二十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十八条の七第一項の規定により次のとおり鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、同条第二項において準用する同法第十八条の五第二項の規定により公示する。

令和六年五月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 変更認定年月日

令和六年五月十六日

二 認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称及び住所

一般社団法人新自由狩猟クラブ

八戸市小中野八丁目一二の二一

2 代表者の氏名

金田 和広

青森県告示第三百三十号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十四条において読み替えて準用する同法第六条第一項の規定により、次のとおり地方卸売市場に係る変更の認定をしたので、同法第十四条において読み替えて準用する同法第六条第三項において準用する同法第十三条第六項の規定により公示する。

令和六年五月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

開設者	地方卸売市場	変更年月日
弘前弘前中央青果株式会社	弘前総合地方卸売市場	令和六・五・四
弘前市大字末広一丁目二の一	弘前市大字末広一丁目二の一	
	生鮮食品等（青果、花き）	

公告

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

令和六年五月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所在	地目	地積
青森市大字四ツ石字下川原五五	原野	三一〇・一七平方メートル

二 予定価格

三百六十九万二千二百三十三円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部監理課 電話 〇一七(七三四)九六三八

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁 北棟二階二一六会議室

2 日時

令和六年六月二十日 午前十時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあっては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 その他

1 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 土地の行政的条件

都市計画区域外 農用地区域外

3 入札案内書

この公告に記載された事項に係る詳細は、入札案内書によるものとし、五に掲げる場所において配布するほか、青森県県土整備部監理課ホームページにおいて公開する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の要旨を、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和六年五月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政治団体の収支報告書の要旨

1 期 間 令和4年分(第2回日)

2 収支報告書の要旨

(1) 政党の支部
テ 統計表

政治団体の名称	区分	氏名	種類	公職の候補者に係る公職の種類	国会議員関係団体に関する特例の適用期間	報告年月日			
						令和5年11月22日	令和5年11月2日	令和5年12月8日	令和5年11月17日
自由民主党岩崎支部	収入	総額	1,043,885						
		前年繰越額	479,682	325,286	728,104	1,237,478			
自由民主党重方支部	収入	総額	564,203	131,083	615,498	1,005,270			
		前年繰越額	123,896	194,203	112,606	232,208			
自由民主党相馬支部	収入	総額	64,200	309,904	87,310	310,480			
		前年繰越額	400,000	64,200	12,600	82,200			
自由民主党福地支部	収入	総額	400,000	30,000	13	92			
		前年繰越額							
党内の収入	支出	党費員数(人)							
		党費員数(人)							
		党費員数(人)							
		党費員数(人)							
		党費員数(人)							
		党費員数(人)							
		党費員数(人)							
		党費員数(人)							
		党費員数(人)							
		党費員数(人)							
党内の収入	支出	本部又は支部から供与された交付金の収入	100,000	100,000	100,000	150,000			
		その他収入	3	3	6	8			
		総収入				30,000			
		光熱水品費							
		備品・消耗品費							
		事務費		65,300	7,310				
		経費				7,310	30,000		
		総支出							
		うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出							
		組織関係費	123,896	244,604	80,000	248,680			
機関紙誌の発行その他の事業費									
機関紙誌の発行事業費									
宣伝事業費									
政治資金パーティ開催事業費									
その他の事業費									
調査研究費					31,800				
調査研究交付金									
その他経費									
総計		123,896	244,604	80,000	280,480				
うち本部又は支部に係る支出					31,800				

(単位：円)

(7) 寄附の内訳

寄附を受けた団体の名称	寄附者の区分	寄附者の氏名等	金額（円）	住所
自由民主党岩崎支部	政治団体	工藤兼光後援会	400,000	鎌ヶ沢町

(4) 本館又は支部から供与された交付金に係る収入

政治団体の名称	交 付	先金額（円）
自由民主党岩崎支部	自由民主党青森県第三選挙区支部	100,000
自由民主党車力支部	自由民主党青森県第三選挙区支部	100,000
自由民主党相馬支部	自由民主党青森県第三選挙区支部	100,000
自由民主党福地支部	自由民主党青森県第二選挙区支部	150,000

(3) その他の政治団体
ア 総括表

(単位：円)

政治団体の名称	秋田幸保後援会	江渡あきのり野辺地町後援会	志土未来塾	竹浪あつし後援会	西富秀雄後援会	八木田憲司後援会			
国會議員関係政治団体の区分									
公職の候補者に係る公職の種類									
国會議員関係団体に関する特例の適用期間									
報告年月日	令和5年10月30日	令和5年11月2日	令和5年11月1日	令和5年11月24日	令和5年11月1日	令和5年11月17日			
収入総額		725,077							
前年収入総額		725,071							
本年収入総額		6							
支出総額		70,110							
党費金数(人)									
本年収入									
寄附金(うち寄附のあつせん)									
個人(うち特定寄附)									
法人その他団体									
政治団体									
政治小計									
附随費									
内借入金									
本部又は支部から供与された収入									
本部又は支部から供与された収入									
その他収入		6							
経費									
人件費									
光熱費									
常備品・消耗品費		110							
事務所費		110							
経費小計									
うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出									
組織活動費		70,000							
政選事務費									
機関紙誌の発行その他の事業費									
機関紙誌の発行事業費									
宣伝事業費									
政治資金ハローワーク開催事業費									
その他事業費									
調査研究費									
備付け金									
その他経費									
経費小計		70,000							
うち本部又は支部に係る支出									

青森県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支報告書の要旨を、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和六年五月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政治団体の収支報告書の要旨

- 1 期 間 令和3年分～令和5年分
- 2 収支報告書の要旨

政治団体の名称	富士恵美子後援会									
国会議員関係政治団体の区分										
公職の候補者に係る公職の種類										
国会議員関係団体に關する特例の適用期間										
報告年月日	令和5年11月7日 (R5.11.6解散)									
収入総額	254,593									
前年収入総額	254,591									
本年収入総額	2									
支出総額	28,050									
党費員数(人)										
本年収入の内訳	計									
個人(うち寄附のあつせん)										
個人(うち特定寄附)										
法人その他団体										
政治団体										
小計										
附										
事業										
内借入金										
本部又は支部から供与された										
交付金に係る収入										
その他収入	2									
支出の内訳	計									
経人件費										
光熱費										
常備品・消耗品費										
事務所費										
経費										
うち本部又は支部に対して										
供与した交付金に係る支出										
組織活動助費	28,050									
政治選挙関係費										
機関紙誌の発行その他の事業費										
機関紙誌の発行事業費										
宣伝事業費										
政治資金ハローワー開催事業費										
その他の事業費										
調査研究費										
活動内										
助費										
その他交付金										
うち本部又は支部に對して										
供与した交付金に係る支出	28,050									

令和5年

(ア) 常附の内訳

常附を受けた団体の名称	常附者の区分	常附者の氏名等	金額 (円)	住 所
市民力+民間力の会	個人	川村 鉄彦	110,000	青森市

公 安 委 員 会

青森県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月二十四日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

青森県公安委員会規則第九号

青森県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則

青森県公安委員会審査請求手続規則（平成二十八年三月青森県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（適用除外等） 第二十八条 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号） 第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項及び青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第十七条第一項に規定する審査請求については、第三条の規定のうち審理官の通知は、適用しない。</p>	<p>（適用除外等） 第二十八条 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号） 第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項及び青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第十七条第一項に規定する審査請求については、第三条、第十条第二項、第十一条から第二十五条まで及び第二十七条の規定は、適用しない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭